

京都市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第62号

京都市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

京都市クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第5条第2項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第8条中「及び」を「、」に改め、「第2条の4第1項」の右に「及び第2条の5第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 省令第2条の2第1項の規定による営業の譲渡に関するクリーニング所・無店舗取次店承継届には、同条第2項及び同条第3項において準用する省令第2条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。)

(2) その他保健所長が必要と認める書類

第1号様式注以外の部分中「※」を削り、

「

開設予定年月日		年 月 日	
営業の 譲受け	譲受けの有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	変更の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

を

「

開設予定年月日		年 月 日	
---------	--	-------	--

に

」

改め、同様式注中2を削り、3を2とし、4を削る。

第2号様式注1中「第5条第1項若しくは第2項の規定による届出を行う場合（いずれも営業を譲り受けた場合に限る。）又は同条第3項」を「第5条第3項」に改め、同注4中「（いずれも営業を譲り受けた場合を除く。）」を削り、同注6を削る。

第3号様式注以外の部分中「※」を削り、

「

営業開始予定年月日		年 月 日	
営業の 譲受け	譲受けの有無	<input type="checkbox"/> 有 届出年月日 年 月 日 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	<input type="checkbox"/> 無
	変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 クリーニング業法施行規則（以下「省令」という。）第1条の3第2項 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号 <input type="checkbox"/> 第9号	<input type="checkbox"/> 無

を

「

営業開始予定年月日	年 月 日
-----------	-------

に

改め、同様式注1及び3を削り、同注2を同注とする。

第6号様式注以外の部分中「相続」を「譲渡 相続」に、「被相続人」を「譲渡人、被相続人」に、「相続開始、合併又は分割の」を「地位を承継した」に改め、同様式注2中「届出者が法人である場合は、記入する必要はありません」を「区分が相続の場合にのみ、記入してください」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の京都市クリーニング業法施行細則第4条及び第5条の規定の適用については、なお従前の例によ

る。この場合において、第4条第2項第5号中「省令」とあるのは「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第101号）第4条の規定による改正前の省令（次条第2項第4号において「旧省令」という。）」と、第5条第2項第4号中「省令」とあるのは「旧省令」とする。

- 3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)